

## (府労組連)

第1の要求について、皆様方との良き労使関係については、これまでの経過を尊重し、今後とも、双方の努力により築いてまいりたいと考えています。職員の給与、勤務条件に関わる諸問題については、所要の協議を行っていきます。

第2の要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、基本的には尊重すべきものと考えています。

平成29年度の人事委員会勧告の取扱いについては、鋭意検討しているところであり、未だ結論に至っていません。

教員特殊業務手当については、引き続き検討中であり、現段階では結論を得るには至っていません。

通勤手当については、国の取扱いに準じて支給・改定しているところですが、平成30年4月1日より臨時的任用職員については月途中の採用・退職時に日割り計算により支給することとします。

その他の要求の諸事項については、先般、企画厚生課長から答えたとおりです。

要求に対する回答は、以上です。